

日 時：平成23年12月21日（水）
午前10時～
場 所：コミュニティプラザひまわり
会議室1

第4回 清瀬市第3期障害福祉計画策定委員会次第

1. 事務局より報告事項
2. 議 題
 - (1) 第3期障害福祉計画（素案）について
 - (2) 次回委員会について

第4回 清瀬市第3期障害福祉計画策定委員会 議事要旨

日 時：平成23年12月21日（水）午前10時00分～

場 所：コミュニティプラザひまわり2階 会議室1

配布資料

【資料1】今後の計画策定スケジュール

【資料2】第3期障害福祉計画（素案）について（委員より意見）

【資料3】第3期清瀬市障害福祉計画（素案）

1、事務局より報告事項

資料の確認、資料1を基に説明、資料2の報告

2、議題

（1）第3期障害福祉計画（素案）について

事務局：資料3に基づき説明

委員長：わかりやすい解説でした。何かご意見はございますか。

委員：始めのところとかも、ものすごく見やすくなりましたし、関連ページを載せていただいたのも良かったと思う。また編集するのが大変かと思うが、ありがたい。

委員：今回の計画の策定にあたっていろいろな事業所にアンケートをとった。そのアンケートの中に、「この前の震災のときどうでしたか？」ということがあったので、そのことについて取り上げて頂けたので安心している。

委員：私が一番気になったのは、この前お示しいただいたものでは、「第2期の重点施策と数値目標」と「第3期の重点施策と数値目標」がかなりバラバラにみえた。その第2期をきちんと評価した上で第3期に取りかかっているということはある程度きちんと示した方が良いのではと思ったので、意見として提出をした。例えば、自立支援協議会の活性化というのが1番と2番になってしまった。重点施策2でやった居住系サービスの充実というのが出てきても良いのかなというのもある。そうした方が、そこに評価をして修正をして報告をして採用をするという方が良いのではと思う。計画というのは、1期、2期、3期と見直しながら継続をしていくものなので、その継続性は続けていくべきだと思う。

事務局：これは優先順位という訳ではありません。今ご指摘をいただいた通り、第2期計画ではこの課題については、重点施策2としています。

委員長：他にご意見ありませんか。無いようならば、少し私の方からお話をしたい。「清瀬市第3期障害福祉計画」とタイトルにある。これについて、例えば松本市では地域福祉計画を作成するにあたって、タイトルは「青い鳥はすぐ近くにいた」と付けている。イギリスでは知的障害者のための計画をつくったときには、知的障害者向けにわかりやすく解説してあるものをHP上で公開した。内容としては、これは、皆さん方にも起こりうることですよ。「このプランとはなんですか。」「計画とはなんですか。」「何が新しいのですか。」と聞いてくる。それに対し、「大きな変化が起きます」と理解しやすく回答するなどしている。「これはできるプランです。」と

いったことである。今回は、せっかくの機会なので、少しずつ見やすく分かりやすいアイデアを出すことで市民の皆様に親しみやすい計画になっていくのではないかと考えている。そういった部分も含めて、少し検討していただきたい。

委員：重点施策3だが、具体的な数値がはっきりしない中ということだが、発達障害・高次脳機能障害両方そうだが、現在どういう方向性で考えているのでしょうか。手帳を所持していない人たちのことがどう含まれているのか詳しく教えて頂きたい。

事務局：今後の法改正の絡みもあるので、例えば発達障害や高次脳機能障害者にはこういうサービスを提供しようというのは今の時点では記載できないと考えています。先程申し上げた通り、別出しの数値として具体的な人数というのは示していませんが、サービスの見込みの中に含まれていると考えていただきたい。

委員：発達障害の人も高次脳機能障害の人もそんなに行くところがないと思う。P39にある第3期の見込みだと、障害者相談支援事業所実施箇所数が、24年度が3ヶ所、25年度が4ヶ所、26年度が5ヶ所と増えていくことになっている。よく問い合わせがあるのだが、市内でどこに相談をすれば良いのかがわからない。精神保健福祉手帳や療育手帳を持っていない人達の相談が大変。高次脳機能障害者でも手帳を持っている人はいるが、っていない人もいるので、その辺を考えていただけるといいと思った。

委員長：その辺りが相談支援事業所に多く寄せられるところだと思う。相談の中身は千差万別であり、どの内容をどこにもって行くべきなのかが明らかでないので、精神障害も発達障害も高次脳機能障害も相談をしたい人が、どう相談すれば良いのかわからない。

高次脳機能障害にしても発達障害者にしても、一般の人たちの理解が進んでいかないのので、相談の充実は大切なことだが、少し整理するような情報提供が必要なのではないか。そうすると、こういう相談にはAを、こういう相談にはBを、というように結ばれていると、相談窓口を設けたときに市民もイメージしやすいのではないか。

委員：手帳所持者、障害者福祉サービスに繋がっている人たちは、サービス提供機関に相談をすると思われませんが、入口としては、まず障害福祉課に問い合わせると思う。そういうことで手帳取得やサービスにつながる人たちはいいと思うが、それ以外の人たちの相談が実は多くて、例えば保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校生の相談を受けるが、この方達のほとんどは手帳を所持していない。

相談内容はライフステージによって変わっていくと思うが、やはり、そういう人たちがどこに相談しに行けばいいのか。18歳までは「とことこ」で面倒を見ればいいが、18歳以上だと障害者福祉センターや小平の保健所となる。都内だと、東京都発達障害支援センターがあるが、遠い。やはりそういう方たちに相談窓口を市として明記するのが大事なのだと思う。

委員：私に関わっている発達障害の大人だが、特別支援学校ではないところに在籍していて、障害を持っていると考えていないでそのまま大人になって卒業する方もいるし、卒業できない方もいる。その時に、非行に走ってしまう方がいる。引きこもってしまう方もいる。家庭内でいろいろなトラブルを起こす方もいる。就職でも問題があり、発達障害者で一週間も経たずに解雇されてしまう人もいた。福祉というだけの視点では難しいと思っている。やはり、ハローワークなどや福祉の各機関が横のつながりを持ちながら支援する必要がある。医療機関を含めて、機能的に、総合的に個々の抱える問題を見る必要がある。

委員：資料3のP10だが、それぞれ対象が書いてあるが、例えば「発達障害」「高次脳機能障害」の

方がこれを見てもどこに電話していいのかわからない。

委員：「とことこ」では障害という表現を意識的に使っていない。困りごとがあったら来てくださいというスタンスでいる。障害の方の相談を受けると書くと、なかなか難しいところがある。特に小学校、中学校、高校の子どもに対する配慮も必要だ。

委員：その事で言うと、始めに委員長が話されたように、「障害福祉計画」と書いてあるが、タイトルは違うものにしたらどうか。違うタイトルにしたら、ほんの少しかもしれないが、障害のない方も関心をもって見てくれるかもしれない。自分が障害者という意識のない方に少しでも見て頂くためにも、「障害」という言葉を使わないタイトルというのも1つの案かもしれない。タイトルに「障害」という言葉を使わないことによって、自分を障害者と思っていない人の関心を寄せる。1人か2人のためだけでもやる価値はあるかもしれない。

委員：高齢者計画にサブタイトルはあるか。

事務局：ありません。

委員長：ある市が障害者相談センターから障害の文字を取ったらそれ以外の相談が大量に来てしまった、などという話もあり、ネーミングは難しい問題だ。法律上「障害福祉計画」というのは外せないと思う。精神障害・知的障害の方も、例えば1ヶ月に1回でもサービスを受けるなどしている人はまだ何とかなっていると思うが、それ以外の、家族等の問題で動ききれない層が非常に深刻になっている気がしている。手帳がない方をどうフォローするかというのは非常に難しい。相談にのつかる場所をどうするか。もちろん先程言ったように、できるだけたくさん相談窓口を用意するべきだが、それだけでは簡単には解決しない。一つの対策として地域について市をいくらかのブロックに分けてもらって、50～100人単位の地域を作って、その中できちっと整備をしていかないといけない時期に来ている。発達障害にしても高次脳機能障害にしても、1つにはこういう計画の機会を通して理解を図っていく。障害に対する理解はまだまだ深まっていないので、そういう意味では相談の具体的な中身を入れていただいて、市民の理解を図っていくことも大切なのではないかな。

委員：今委員長が話されたように、やはり相談に行こうというアクションを起こさなければならない。本当は来てほしい人がいる。やはり、周囲の方々にこういうところに相談できるということをもっと知ってもらってところから始まるということからやっていかなければならないと思う。多分、発達障害で18歳以上過ぎてどこに行けばいいのかわからない方は多いと思う。高次脳機能障害もそうだと思う。

委員：P10の「障害のことや日常生活に関する相談は、どこに問い合わせればよいのですか。」という問いに対する回答で「こんな事を聞いても大丈夫だろうか、誰に聞けばいいのだろう」とあって、どちらかというとお子さんは別として、本人が相談に行くという視点で書かれているが、これを「身近にこんな方いらっしゃいませんか？」ということで、「もし身近にこういう人がいたら、相談窓口がありますよ」みたいなことを市民にお知らせできれば良いと思う。

たまたま私の周りに、発達障害と思われる青年がいるのだが、私もこの委員会に出て、発達障害の話をいろいろ聞いて「あっ、多分彼は発達障害なのだ」と思ったのだが、知的障害や精神障害ではないので、周りもわからないし、家族もそういう風にはとらえてなく、「しょうがないな」ととらえているのだろうと思うが、いろいろお話を伺っていて、多分発達障害だなと思った。表現が難しいかも知れないが「こういうケースはありませんか」「こういう人が身近にいませんか」という形で、日頃からこういう相談窓口がありますよ、というのを載

せたらどうかと。そうすると「あ、もしかしたらそうかもしれない」という意識になると思う。

委員：今おっしゃったように、こういう問題があるという具体案を書くはずいぶん違うのではないか。

委員：今のケースは、本人よりまず親御さんが、やはり将来とかで困っているわけなので、まずは親御さんが相談に行くところから始まると思う。その先で本人へとつながると思うので、周囲の方が、親御さんに相談先を勧めるとつながっていく。だから、周囲の方達に知って頂くことから始まると思う。やはり、つながっていくのは相談機関だと思う。なので、そういうスタンスで行けば、家族という視点からの文言も入れればいいと思うし、周囲の人からの文言が入ってもいいのかもしれない。

委員長：そうすると、10ページにするかどうかはあるが、具体的な問題に対してここが受け付ける、というのを作っていただけたらと思う。また、この計画は障害者自立支援法に基づく計画だが障害福祉基本法にも関連する計画もあるので、そこも少し意識して。障害について市民の間に理解が深まっていかないと難しいのだと思う。

委員：今現在、問題になりそうだと思う方がいて、先程話があったように、例えば愛の手帳を取れない人がいる。

これまでは手帳を持っていることが基本で、医師の診断で知的障害があると認められれば特別支援学校に入学できたが、今後はできなくなっている。そういう流れができてきている。いわゆるボーダーの問題で通常の学校ではついていけない、受け皿の問題がある。

ところで、この福祉計画は10ページまでのところはわかりやすいが、急激に難しくなる印象を受ける。先ほどのイギリスの計画などは最後まで文字数が少なく見やすい。これは知的障害者向けに書かれたものということか。

委員長：イギリスの計画は知的障害者の方が読むことを前提に作られている。

委員：現在の素案は、市の計画という違いはあるが、10ページの、「どこに相談すればいいの」ということでは、市役所の障害福祉課をとということで、まずは障害福祉課ですよと言っておきながら、他も記載している。「障害福祉課に相談してください」と言いきってしまえば良いのではないか。

事務局：タイトルについては何か意見が無いか。

委員：ここで即答はできないとは思いますが、多分タイトルを作るとしたら別のプロジェクトが必要だと思う。意見を出し合ってもまとまらないのではないか。

委員：私もすぐには出ないとは思いますが、何か出しておいて、またそれを変えていくというのが良いと思う。

委員：今いろいろとお話を聞いていたが、障害者自身の意識がまだそういうようにはなっていないように思う。どこで話を聞けばいいか、といった話題が周りにあまり出ない。先日所属する会の打ち合わせでアンケートについて聞いてみたが意見はあまり出ず、来年の3月には役員会議があるが手を挙げる人もあまりいない。

委員：市の方に伺いたいですが、ソーシャルワーカーはいるのだろうか。先程、ご家族の方から悩んでいる。そういうときに、ソーシャルワーカーを配置してもらって話を聞いて。そういう人材はいるのだろうか。

事務局：現在、障害福祉課では配置はしていません。他の部署にはおり、課でも配置要望は出していますが、配置ができるかというのは難しいところです。

委員長：例えば、障害者の生活を支えるためにといったタイトルでも良いかなと思う。障害の「害」をひらがなにする、などといったことも含めてもう少し具体的に何かないか。

委員：障害者計画が上位に来ると思うが、その関係で、障害福祉計画にタイトルをつけても良いのだろうか。

事務局：本質的な部分で押さえておけば基本的には問題ないと思っています。ただ、上位計画の中で定まってしまうようなことに関しては、改めてここではできません。その辺の住み分けをどうしていくか、なかなか難しいところです。タイトルの話の中でも、まず計画書を見て頂くというのが必要なのではないだろうかと考えていて、そういう意味では皆さんのご意見をできるだけ反映し、そして、より多くの市民の方々にご覧になって頂きたいと思うので、多少時間がかかっても良いと思います。

委員：パブリックコメントでタイトルそのものを公募してしまうのはどうなのだろうか。こういう計画を作りました。それに合うタイトルをみんなで作っていくのではないだろうか。

委員長：可能性はあると思うが、市の計画であることを前提にニュアンス等を汲み取っていただけるかがちょっと気になる。やってできないことはないと思うが。

事務局：やはりここは、皆さん方にご参画頂いて作るものなので、他の市民の方々に応募を募るよりも、皆さん方に考えて頂くのが一番かと思っています。それを、パブリックコメントとの関係ですが、あくまで計画の素案という形で投げかけをするのですが、タイトルはそれまでに間に合わせなければならないというわけではありません。むしろ、内容が固まっていれば、そういうコメントを頂けると思います。

委員長：一週間以内にせめて一つぐらいは出して頂いて、最終的には次回の委員会の中で検討できればと思う。要はできるだけ市民の皆さんに親しみをもらえるようなものにしたいということである。是非お知恵を拝借したい。他にも何かあればどうぞ。

委員：24 ページと 33 ページ。就労Aの割合 30%の目標が示されたと書いておきながら、4.4%でかなりのギャップがある。これを 30%にした方が良いのではないだろうかということではないが、とりあえず質問とさせて頂く。

事務局：まず、その 24 ページと 33 ページは関連するページですが、今回の目標を設定するに当たって、確かにご指摘の通りです。ただし、33 ページをご覧頂きたいのですが、現状をもとに推計をするとどうしてもこの数字に届くものではありません。その数字をもって当てはめると、4.4%という大きな乖離を生じます。そのところを 30%に変えようとするとなると、数値の見直しをしなければなりません。そのためにどうすれば良いかとなると現状では、新たな基盤整備もないために難しいということです。東京都にも相談いたしましたが市の現状ということで理解いただいています。

委員：就労支援B型は清瀬では2か所という状況だが、特にA型と雇用型の事業所は非常に難しい。東京都の数も手で数えるしかない。実際その中で30%という数字も正しいのかどうかの方が疑わしいので、30%を目標とするのはあまり意味がないと思う。

委員：そもそもが、就労雇用契約を結ぶことのできる方が対象のはず。そういった方については、一般企業での就労をサポートしていくこと。そういった力のある方を福祉サービスの枠内に押し込めておくこと自体が無理だと思う。それが私にとってはすっきりするのだが。そもそも就労移行支援A型というのが、そういうものであって、就労をサポートしていくことに力を入れていくことだ。いかがだろうか。

委員長：計画の非常に難しいところだ。総合的な法律に移行していく中で、現実的なところに設定せざるを得ない。他に何もなければ本日の審議いただいたものを修正し、確認いただいたものをもって、パブリックコメントを実施していくということによろしいか。

委員：パブリックコメントを実施するので、あと視覚障害者にはこの素案では見て頂けないのだが、何か対策はないか。

委員長：一度テキスト化すればパソコンの音声読みあげができるのではないか。

委員：ホームページにアクセスできる方が限られる。市報に案内は出るか。

事務局：掲載いたします。

委員：問い合わせができるようになっていと思うが、問い合わせれば対応できるよう文言を入れて頂けるといいと思う。

委員：音訳するとしたら日数はどれくらいかかるだろうか。

委員：丸二日はかかる。

委員長：市民に知って頂くと言うことが重要なのでパブリックコメント開始と同時に難しい場合は並行してお届けすることは可能か。

事務局：検討させていただきます。

（２）次回委員会について

次回の委員会の日程 2月 13 日午前 10時

以上